

1 改正理由及び改正内容

(改正理由)

- (1) 評価委員の任期の開始月が年度途中の2月となっている。新しい中期目標の開始を機に、任期を大学の事業年度と合わせる。(現行中期目標期間の処理は現委員で対応)
- (2) 地方独立行政法人法の改正により、規定の整備を行うため。

(改正内容)

新旧対照表 別紙

※現委員の任期中の改正が必要なため、12月議会で上程。

2 施行期日

公布の日

3 参考 評価委員会の業務内容

(1) 設置団体の長に意見を述べること(第11条第2項)

第8条第4項	定款変更
第25条第3項	中期目標の策定、又は変更
第42条の2第5項	出資等に係る不要財産の出資等団体への納付等
第44条第2項	財産の処分等にかかる認可(重要財産の譲渡又は担保提供)
第49条第2項	役員報酬等の変更
第67条第2項	設立団体の数を減少させる定款変更の場合の財産の処分
第78条第4項	中期計画の策定又は変更にかかる認可
第79条の2第2項	中期目標期間の終了時の検討
第108条第2項	法人の吸収合併
第112条第2項	法人の新設合併

(2) 公立大学法人の業務の実績を評価すること(第78条の2第1項)

名称	根拠	評価の対象	評価実施時期
年度評価	第78条の2第1項第1～3号	毎事業年度における業務の実績	当該事業年度の翌年度
中間評価	第78条の2第1項第2号	中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績	中期目標期間の最後の事業年度の前年度
期間評価	第78条の2第1項第3号	中期目標期間における業務の実績	中期目標期間終了の翌年度

(3) その他

第11条第2項第6号	地方独立行政法人法又は条例の規定によりその権限に属させられた事業の処理
第78条の2第4項	法人への評価結果の通知および必要に応じた業務運営の改善その他の勧告

新旧対照表

○公立大学法人福知山公立大学評価委員会条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>公立大学法人福知山公立大学評価委員会条例 平成27年 9月28日 条例第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第11条第4項</u>の規定に基づき、公立大学法人福知山公立大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織等)</p> <p>第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p>公立大学法人福知山公立大学評価委員会条例 平成27年 9月28日 条例第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第11条第3項</u>の規定に基づき、公立大学法人福知山公立大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織等)</p> <p>第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年福知山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(委員の任期の特例)

4 第2条第3項本文の規定にかかわらず、令和4年1月31日を終期とする委員の任期については、その終期を令和4年3月31日とする。

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年福知山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略